

令和 8 年 3 月 26 日

姫路市立小中学校閉校記念事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、統合による閉校が予定されている姫路市が設置する小学校、中学校及び義務教育学校（以下「閉校予定学校」という。）について、自主的に閉校を記念する事業を行おうとしている団体に対し、姫路市立小中学校閉校記念事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、姫路市補助金等交付規則（昭和 43 年姫路市規則第 60 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体（次項において「補助対象団体」という。）は、閉校予定学校の校区内における組織で、当該閉校予定学校の児童生徒の保護者及び卒業生その他地域の関係者で構成する団体（以下「実行委員会」という。）とする。

2 補助対象団体は、閉校予定学校につき 1 つの実行委員会に限るものとする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実行委員会が学校の統合により閉校する年度の前年度に実施する事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 閉校記念式典及び閉校記念行事に関する事業
- (2) 閉校に伴う記念誌の発行及び記録映像等の製作
- (3) 配布用の閉校記念の物品（消耗品を含む。）の購入等
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経

費を除く。

- (1) 人件費
- (2) 交際費
- (3) 慶弔費
- (4) 飲食費
- (5) 懇親会費
- (6) 物品（配布用の閉校記念の物品（消耗品を含む。）を除く。）の購入費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの（補助金の額）

第5条 補助金の額は、400,000円を限度として予算の範囲内で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

- (1) 補助対象経費が250,000円以下の場合 補助対象経費の額
- (2) 補助対象経費が250,000円を超える場合 補助対象経費から250,000円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額に250,000円を加えた額

2 前項の規定により補助金の額を決定する場合において、補助対象事業に対して、次の各号に掲げる区分に応じ、補助対象経費の額から当該各号に定める額を控除するものとする。

- (1) 団体又は個人から寄付金その他の収入がある場合 当該収入の額
- (2) 国、県その他団体から補助金等の交付を受ける場合 当該補助金等の交付の対象となる経費の額
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする実行委員会の代表者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ姫路市立小中学校閉校記念事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出

するものとする。

- (1) 閉校記念事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 閉校記念事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、姫路市立小中学校閉校記念事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金の交付は、第3項及び次条第4項の規定による概算払並びに第12条第2項の規定による精算によって行うものとする。

2 前条の規定により交付の決定（以下「交付決定」という。）の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付を概算払により受けようとするときは、交付決定の通知を受け取った翌日から起算して14日以内に姫路市立小中学校閉校記念事業補助金交付請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 姫路市立小中学校閉校記念事業補助金交付決定（却下）通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払により補助金を交付するものとする。

（事業の変更等）

第9条 補助事業者は、交付決定を受けた補助対象事業の全部又は一部について内容を変更しようとするときは、姫路市立小中学校閉校記念事業補助金変更交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更で市長の認める

ものについては、この限りでない。

- (1) 閉校記念事業変更実施計画書（様式第7号）
- (2) 閉校記念事業変更収支予算書（様式第8号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、姫路市立小中学校閉校記念事業補助金変更交付決定（却下）通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、前項の規定による通知を受けた場合において、前条第3項の規定により交付を受けた概算払の額を超える額について、さらに概算払により交付を受けようとするときは、前項の規定による通知を受けた後、速やかに姫路市立小中学校閉校記念事業補助金交付請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 姫路市立小中学校閉校記念事業補助金変更交付決定（却下）通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払により補助金を交付するものとする。
（事業の中止）

第10条 補助事業者は、交付決定を受けた補助対象事業を中止しようとするときは、姫路市立小中学校閉校記念事業中止申請書（様式第10号）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、交付決定を受けた補助対象事業が完了したときは、速やかに姫路市立小中学校閉校記念事業実績報告書（様式第11号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 閉校記念事業収支決算書（様式第12号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(精算)

第12条 補助事業者は、前条の規定により実績報告を行った場合において、当該実績報告に基づき確定した補助金の額と第8条及び第9条の規定による概算払により既に交付した補助金の合算額に差額が生じるときは、速やかに姫路市立小中学校閉校記念事業補助金概算払精算書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による精算に係る書類の提出を受けたときは、同項に規定する差額を精算するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第10条の規定により交付決定を受けた補助対象事業の中止を市長が承認したとき。
- (4) 閉校予定学校に係る議案について姫路市議会の議決を得られなかったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適切であると認められる事実があったとき。

(補助金の返還命令)

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に補助金が交付されているときは、姫路市立小中学校閉校記念事業補助金返還命令書(様式第14号)によりその返還を命じるものとする。ただし、前条第4号に該当するため交付決定を取り消した場合において、市長が返還の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。